

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 市街地再開発事業の規約及び事業計画の変更認可
……（都市整備局市街地整備部再開発課）……一
- 都営住宅の廃止
……（住宅政策本部都営住宅経営部経営企画課）……一
- 都営住宅の使用料の変更
……（同）……二
- 都営住宅の名称、位置、使用料等
……（同）……六
- 都営改良住宅の廃止
……（同）……六
- 都営改良住宅の使用料の変更
……（同）……七
- 都営住宅の駐車場の区画数変更
……（同）……七
- 都営住宅の駐車場の名称、位置及び区画数
……（同）……七
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定
……（環境局環境改善部化学物質対策課）……八
- 令和元年における底立てはえ縄漁業の許可等の申請期間等
……（産業労働局農林水産部水産課）……九
- 車両制限令の規定に基づく通行車両の高さの最高限度が四・メートルである道路の指定等
……（建設局道路管理部路政課）……九
- 車両制限令の規定に基づく国際海上コンテナの運搬用セミトレーラ連結車の重量及び長さの最高限度を引き上げる道路の指定等
……（同）……九

- 都道の区域変更
……（同）……〇
- 都道の供用開始
……（同）……三
- 道路法による道路の占用を制限する区域の指定
……（建設局道路管理部監察指導課）……三

公告

- 有明テニスの森公園テニス施設の休館日の変更
……（オリンピック）……三
- 第四十四期東京都労働委員会労働者委員候補者及び使用者委員候補者の推薦
……（産業労働局雇用就業部労働環境課）……三
- 東京都指定給水装置工事事業者の指定
……（水道局）……四
- 東京都指定給水装置工事事業者の事業廃止
……（同）……六
- 東京都指定給水装置工事事業者の事業休止
……（同）……七

告示

●東京都告示第二百五十八号
都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第七条の十六第一項の規定に基づき千駄ヶ谷五丁目北地区第一種市街地再開発事業の規約及び事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第七条の十五第一項の規定により、次のように告示する。

令和元年七月三十一日

東京都知事 小池 百合子

一 施行者の氏名又は名称

三菱地所株式会社及び日本製粉株式会社

二 事業施行期間

平成二十七年三月二十七日から令和二年三月三十一日まで

- 三 施行地区
渋谷区千駄ヶ谷五丁目地内
- 四 第一種市街地再開発事業の名称
東京都市計画千駄ヶ谷五丁目北地区第一種市街地再開発事業

五 事務所の所在地

千代田区大手町一丁目六番一号

六 施行認可の年月日

平成二十七年三月二十七日

七 変更の内容

事務所の所在地を千代田区大手町一丁目一番一号に変更する。

八 規約及び事業計画の変更の認可の年月日

令和元年七月三十一日

●東京都告示第二百五十九号

次の一般都営住宅を廃止したので、東京都営住宅条例（平成九年東京都条例第七十七号）第三条第三項の規定により告示する。

令和元年七月三十一日

東京都知事 小池 百合子

名称

長房南アパート
(55、56、61、62、64号棟)
長房南アパート
(63号棟)

位置

八王子市長房町五百二十番地
同右

構造及び規模

中層耐火 三七・七平方メートル
同右 三六・四平方メートル

戸数

二〇戸
三三戸

●東京都告示第二百六十号

東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)第三
条第二項の規定に基づき、一般都営住宅の使用料を次の
ように変更し、令和元年八月一日から実施するので、同条
第三項の規定により告示する。

令和元年七月三十一日

東京都知事 小池百合子

種 類	構 造	名	称 位 置	規 模 (平方メートル)	戸 数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)
一般都営	高層耐火	勝どき五丁目アパート(7号棟)	中央区勝どき5-8	33.6	1	28,200	50,800
一般都営	高層耐火	勝どき五丁目アパート(10号棟)	中央区勝どき5-8	33.6	1	28,200	50,800
一般都営	高層耐火	南青山一丁目アパート(6号棟)	港区南青山1-3	40.7	2	39,900	182,800
一般都営	高層耐火	芝五丁目アパート(1号棟)	港区芝5-18	34.3	1	33,100	72,700
一般都営	中層耐火	戸山ハイツアパート(16号棟)	新宿区戸山2-16	38.8	1	32,400	65,600
一般都営	中層耐火	戸山ハイツアパート(6号棟)	新宿区戸山2-6	38.3	1	32,100	64,000
一般都営	中層耐火	戸山ハイツアパート(14号棟)	新宿区戸山2-14	38.3	1	32,000	66,600
一般都営	中層耐火	戸山ハイツアパート(15号棟)	新宿区戸山2-15	38.3	1	32,000	66,600
一般都営	中層耐火	戸山ハイツアパート(26号棟)	新宿区戸山2-26	33.8	1	28,400	64,300
一般都営	中層耐火	戸山ハイツアパート(21号棟)	新宿区戸山2-21	38.3	1	32,000	66,600
一般都営	高層耐火	戸山ハイツアパート(3号棟)	新宿区戸山2-3	41.0	1	34,600	79,700
一般都営	高層耐火	戸山ハイツアパート(2号棟)	新宿区戸山2-28	43.3	1	37,100	71,000
一般都営	高層耐火	早稲田アパート(1号棟)	新宿区西早稲田1-9	34.4	1	29,200	47,300
一般都営	高層耐火	本駒込四丁目アパート(15号棟)	文京区本駒込4-35	42.2	2	36,200	61,500
一般都営	中層耐火	八広三丁目アパート(2号棟)	墨田区八広3-21	32.6	1	22,000	34,400
一般都営	高層耐火	江東橋四丁目アパート(1号棟)	墨田区江東橋4-30	43.9	2	33,100	60,100
一般都営	高層耐火	立花六丁目アパート(2号棟)	墨田区立花6-8	55.9	1	40,600	73,500
一般都営	中層耐火	大島五丁目第2アパート(15号棟)	江東区大島5-17	55.9	1	47,200	69,300
一般都営	中層耐火	枝川三丁目アパート(6号棟)	江東区枝川3-4	42.3	1	34,900	65,800
一般都営	高層耐火	東砂七丁目アパート(35号棟)	江東区東砂7-17	51.2	1	41,900	71,100
一般都営	中層耐火	大島八丁目アパート(1号棟)	江東区大島8-42	33.7	1	25,700	31,900
一般都営	中層耐火	南砂五丁目アパート(13号棟)	江東区南砂5-24	33.4	1	26,000	41,300
一般都営	高層耐火	越中島三丁目アパート(14号棟)	江東区越中島3-2	37.8	1	30,500	40,300
一般都営	高層耐火	東砂二丁目アパート(4号棟)	江東区東砂2-13	37.9	1	29,800	50,600
一般都営	中層耐火	東砂二丁目アパート(16号棟)	江東区東砂2-13	33.4	1	26,200	39,500
一般都営	中層耐火	東砂二丁目アパート(20号棟)	江東区東砂2-13	33.4	1	26,200	39,500
一般都営	高層耐火	東砂二丁目アパート(22号棟)	江東区東砂2-13	34.4	1	27,000	46,700
一般都営	高層耐火	東陽三丁目アパート(1号棟)	江東区東陽3-22	37.9	1	30,700	38,300
一般都営	高層耐火	東雲一丁目アパート(3号棟)	江東区東雲1-8	34.3	1	27,600	49,100
一般都営	高層耐火	北砂一丁目第3アパート(1号棟)	江東区北砂1-3	39.5	1	31,600	52,300
一般都営	高層耐火	南砂六丁目アパート(2号棟)	江東区南砂6-5	51.2	1	43,400	81,200
一般都営	高層耐火	扇橋三丁目アパート(13号棟)	江東区扇橋3-20	55.9	1	46,700	70,100
一般都営	高層耐火	北品川アパート(1号棟)	品川区北品川1-5	41.6	3	36,000	76,100

種 類	構 造	名	称 位 置	規 模 (平方メートル)	戸 数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)
一般都営	高層耐火	北品川第2アパート(1号棟)	品川区北品川1-7	37.9	1	33,200	73,600
一般都営	高層耐火	北品川第2アパート(2号棟)	品川区北品川1-7	34.4	1	30,100	71,100
一般都営	高層耐火	東品川第4アパート(12号棟)	品川区東品川1-2	34.3	1	29,000	42,800
一般都営	高層耐火	八潮五丁目アパート(60号棟)	品川区八潮5-10	59.6	1	52,500	97,300
一般都営	中層耐火	大森西三丁目第4アパート(3号棟)	大田区大森西3-10	51.0	1	43,100	73,100
一般都営	高層耐火	大森東一丁目アパート(2号棟)	大田区大森東1-31	59.6	1	49,900	83,600
一般都営	中層耐火	大森西一丁目第3アパート(10号棟)	大田区大森西1-11	59.6	1	50,300	71,300
一般都営	中層耐火	上用賀六丁目アパート(2号棟)	世田谷区上用賀6-30	55.9	1	46,700	92,000
一般都営	中層耐火	新町二丁目アパート(2号棟)	世田谷区新町2-23	55.9	1	47,100	94,600
一般都営	中層耐火	弦巻五丁目アパート(1号棟)	世田谷区弦巻5-3	39.0	1	30,900	70,200
一般都営	中層耐火	等々力六丁目アパート(5号棟)	世田谷区等々力6-34	42.3	1	35,300	74,400
一般都営	中層耐火	桜一丁目第2アパート(1号棟)	世田谷区桜1-30	51.0	1	42,000	84,800
一般都営	高層耐火	渋谷東二丁目第2アパート(36号棟)	渋谷区東2-25	34.4	1	30,800	76,400
一般都営	高層耐火	神南一丁目アパート(18号棟)	渋谷区神南1-19	34.4	1	32,800	222,400
一般都営	中層耐火	南台四丁目アパート(1号棟)	中野区南台4-41	51.0	1	38,400	85,400
一般都営	高層耐火	丸山二丁目アパート(1号棟)	中野区丸山2-24	40.2	1	29,100	55,200
一般都営	高層耐火	南台二丁目アパート(3号棟)	中野区南台2-29	41.5	1	31,000	52,600
一般都営	中層耐火	久我山五丁目アパート(26号棟)	杉並区久我山5-39	51.0	1	39,900	86,600
一般都営	高層耐火	堀の内三丁目アパート(19号棟)	杉並区堀の内3-49	37.9	1	28,000	44,600
一般都営	中層耐火	池袋本町三丁目アパート(1号棟)	豊島区池袋本町3-9	39.0	1	31,700	60,800
一般都営	高層耐火	駒込二丁目アパート(4号棟)	豊島区駒込2-2	51.2	1	43,200	71,700
一般都営	高層耐火	浮間一丁目第2アパート(6号棟)	北区浮間1-5	55.9	1	44,600	77,600
一般都営	中層耐火	浮間一丁目第2アパート(2号棟)	北区浮間1-8	55.9	1	45,300	80,800
一般都営	高層耐火	赤羽西六丁目アパート(3号棟)	北区赤羽西6-3	43.9	2	34,400	47,000
一般都営	中層耐火	浮間二丁目アパート(2号棟)	北区浮間2-26	51.0	1	41,300	76,700
一般都営	高層耐火	王子三丁目アパート(7号棟)	北区王子3-23	40.7	2	31,800	54,600
一般都営	中層耐火	滝野川三丁目アパート(1号棟)	北区滝野川3-65	33.4	1	25,600	44,900
一般都営	中層耐火	滝野川三丁目アパート(3号棟)	北区滝野川3-63	36.7	1	28,100	47,600
一般都営	中層耐火	滝野川三丁目アパート(4号棟)	北区滝野川3-62	33.4	1	25,700	45,900
一般都営	中層耐火	滝野川三丁目アパート(7号棟)	北区滝野川3-68	39.0	1	30,400	51,400
一般都営	中層耐火	滝野川三丁目アパート(9号棟)	北区滝野川3-67	36.4	1	28,300	49,900
一般都営	高層耐火	滝野川三丁目アパート(13号棟)	北区滝野川3-71	42.2	1	33,400	63,800
一般都営	高層耐火	滝野川三丁目アパート(15号棟)	北区滝野川3-75	37.3	2	29,500	56,800

種類	構造	名称	称位	置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)
一般都営	高層耐火	滝野川三丁目第2アパート(16号棟)		北区滝野川3-80	42.2	1	33,500	50,500
一般都営	中層耐火	北柴町アパート(13号棟)		北区柴町24-13	33.4	1	25,100	43,100
一般都営	高層耐火	赤羽西五丁目アパート(10号棟)		北区赤羽西5-7	40.6	1	31,900	46,500
一般都営	中層耐火	上中里二丁目アパート(14号棟)		北区上中里2-13	39.0	1	29,400	52,400
一般都営	中層耐火	赤羽北三丁目アパート(2号棟)		北区赤羽北3-7	51.0	1	40,900	73,300
一般都営	中層耐火	赤羽北三丁目アパート(8号棟)		北区赤羽北3-13	59.6	1	48,300	86,300
一般都営	中層耐火	赤羽北三丁目アパート(9号棟)		北区赤羽北3-14	51.0	1	41,500	73,700
一般都営	高層耐火	坂下一丁目アパート(10号棟)		板橋区坂下1-8	42.2	1	31,600	46,700
一般都営	中層耐火	新河岸二丁目アパート(3号棟)		板橋区新河岸2-10	33.4	1	23,600	31,700
一般都営	中層耐火	新河岸二丁目アパート(6号棟)		板橋区新河岸2-10	36.4	2	25,800	33,100
一般都営	高層耐火	新河岸二丁目アパート(9号棟)		板橋区新河岸2-10	34.4	2	24,400	37,200
一般都営	中層耐火	板橋本町アパート(2号棟)		板橋区本町8-2	48.1	1	37,300	70,300
一般都営	中層耐火	若木二丁目アパート(12号棟)		板橋区若木1-11	51.0	1	39,600	76,300
一般都営	高層耐火	新河岸一丁目アパート(2号棟)		板橋区新河岸1-3	51.2	1	38,400	66,800
一般都営	高層耐火	蓮根三丁目アパート(1号棟)		板橋区蓮根3-15	51.2	3	39,100	70,700
一般都営	中層耐火	練馬春日町五丁目第2アパート(4号棟)		練馬区春日町5-30	51.0	1	39,800	73,000
一般都営	中層耐火	練馬春日町五丁目第2アパート(5号棟)		練馬区春日町5-30	42.3	1	33,000	66,700
一般都営	中層耐火	練馬富士見台三丁目アパート(6号棟)		練馬区富士見台3-54	39.0	1	29,000	55,000
一般都営	中層耐火	平和台二丁目アパート(3号棟)		練馬区平和台2-45	59.6	1	47,700	100,500
一般都営	中層耐火	練馬北町六丁目アパート(8号棟)		練馬区北町6-8	47.5	1	37,100	75,100
一般都営	中層耐火	貫井四丁目アパート(5号棟)		練馬区貫井4-35	51.0	1	40,000	79,700
一般都営	中層耐火	貫井二丁目アパート(1号棟)		練馬区貫井2-18	59.6	2	47,000	93,200
一般都営	中層耐火	南田中アパート(5号棟)		練馬区南田中3-31	33.4	1	24,300	48,200
一般都営	中層耐火	南田中アパート(9号棟)		練馬区高野台1-1	37.0	1	26,700	50,900
一般都営	中層耐火	南田中アパート(32号棟)		練馬区石神井町1-1	33.4	1	24,700	49,800
一般都営	中層耐火	南田中アパート(39号棟)		練馬区石神井町1-1	37.0	1	26,700	50,900
一般都営	中層耐火	南田中アパート(42号棟)		練馬区石神井町1-1	37.0	1	26,700	50,900
一般都営	中層耐火	南田中アパート(43号棟)		練馬区石神井町1-1	37.0	1	26,700	50,900
一般都営	中層耐火	南田中アパート(46号棟)		練馬区石神井町1-1	33.4	1	24,500	47,200
一般都営	中層耐火	南田中アパート(48号棟)		練馬区石神井町1-1	33.4	1	24,500	47,200
一般都営	中層耐火	練馬関町北三丁目アパート(2号棟)		練馬区関町北3-33	55.0	1	39,500	76,600
一般都営	中層耐火	立野町アパート(1号棟)		練馬区立野町13-6	51.9	1	43,600	82,700
一般都営	中層耐火	石神井台七丁目アパート(2号棟)		練馬区石神井台7-19	55.9	2	43,400	80,600

種類	構造	名称	称位	置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)
一般都営	高層耐火	光が丘第1アパート(22号棟)		練馬区旭町1-33	59.6	1	47,200	95,600
一般都営	高層耐火	光が丘第2アパート(5-5-2号棟)		練馬区光が丘5-5	61.4	1	49,200	103,600
一般都営	中層耐火	足立中央本町五丁目アパート(2号棟)		足立区中央本町5-16	55.9	1	40,800	73,400
一般都営	高層耐火	西保木間三丁目アパート(6号棟)		足立区西保木間3-6	34.3	1	23,700	37,600
一般都営	中層耐火	西保木間三丁目アパート(8号棟)		足立区西保木間3-11	36.4	1	24,900	41,900
一般都営	中層耐火	西保木間三丁目アパート(9号棟)		足立区西保木間3-11	39.0	1	26,700	44,400
一般都営	中層耐火	西保木間三丁目アパート(12号棟)		足立区西保木間3-12	39.0	1	27,400	38,600
一般都営	中層耐火	六月二丁目第2アパート(3号棟)		足立区六月2-26	55.9	1	40,700	70,000
一般都営	中層耐火	青井四丁目アパート(3号棟)		足立区青井4-37	59.6	1	44,400	86,500
一般都営	中層耐火	保木間第5アパート(20号棟)		足立区南花畑5-15	37.3	1	24,800	39,700
一般都営	中層耐火	保木間第4アパート(1号棟)		足立区東保木間1-5	33.4	2	22,500	35,700
一般都営	中層耐火	竹の塚七丁目アパート(11号棟)		足立区竹の塚7-15	33.4	1	22,800	37,900
一般都営	高層耐火	上沼田第3アパート(15号棟)		足立区江北7-13	37.9	1	25,600	39,300
一般都営	中層耐火	伊興町アパート(3号棟)		足立区伊興1-7	33.4	2	23,000	39,900
一般都営	中層耐火	伊興町アパート(4号棟)		足立区伊興1-8	36.4	1	25,000	43,500
一般都営	中層耐火	辰沼町アパート(10号棟)		足立区辰沼1-2	41.7	1	29,100	43,200
一般都営	中層耐火	六ツ木町アパート(15号棟)		足立区六木1-5	37.7	2	25,400	39,500
一般都営	中層耐火	六ツ木町アパート(17号棟)		足立区六木1-5	37.7	1	25,400	39,500
一般都営	高層耐火	鹿浜五丁目アパート(13号棟)		足立区鹿浜5-24	41.0	2	28,200	44,300
一般都営	高層耐火	鹿浜五丁目アパート(14号棟)		足立区鹿浜5-24	41.0	1	28,200	44,300
一般都営	中層耐火	花畑第4アパート(9号棟)		足立区花畑8-4	41.7	1	28,100	41,700
一般都営	中層耐火	花畑第4アパート(14号棟)		足立区花畑8-5	41.7	1	28,100	41,700
一般都営	中層耐火	舎人町アパート(3号棟)		足立区舎人6-12	42.3	1	29,500	40,300
一般都営	高層耐火	舎人町アパート(14号棟)		足立区舎人6-14	43.6	2	30,400	41,800
一般都営	中層耐火	舎人町アパート(15号棟)		足立区舎人6-9	51.0	1	35,600	48,600
一般都営	中層耐火	平野三丁目第2アパート(7号棟)		足立区平野3-14	51.0	1	36,200	58,600
一般都営	高層耐火	青井五丁目アパート(46号棟)		足立区青井5-12	55.9	1	41,200	77,500
一般都営	中層耐火	青井三丁目第2アパート(4号棟)		足立区青井3-30	55.9	2	41,400	78,200
一般都営	中層耐火	東金町四丁目アパート(2号棟)		葛飾区東金町4-35	61.5	1	47,200	88,500
一般都営	中層耐火	柴又四丁目第3アパート(1号棟)		葛飾区柴又4-14	55.8	1	43,800	83,600
一般都営	中層耐火	鎌倉一丁目アパート(6号棟)		葛飾区鎌倉1-20	36.4	1	25,900	49,300
一般都営	高層耐火	西新小岩二丁目アパート(1号棟)		葛飾区西新小岩1-1	55.9	3	42,400	69,600
一般都営	中層耐火	西瑞江第2アパート(13号棟)		江戸川区西瑞江4-25	51.0	1	39,700	63,100

種類	構造	名称	位 置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)
一般都営	高層耐火	平井一丁目アパート(12号棟)	江戸川区平井3-4	34.4	2	25,300	43,600
一般都営	高層耐火	清新町二丁目アパート(3号棟)	江戸川区清新町2-8	55.9	1	44,100	79,100
一般都営	高層耐火	清新町二丁目アパート(4号棟)	江戸川区清新町2-8	55.9	2	44,600	86,800
一般都営	中層耐火	立川富士見町六丁目アパート(56号棟)	立川市富士見町6-56	52.4	1	28,600	53,600
一般都営	中層耐火	立川富士見町六丁目アパート(58号棟)	立川市富士見町6-58	42.3	1	23,400	43,300
一般都営	中層耐火	三鷹深大寺第2アパート(2号棟)	三鷹市深大寺3-14	55.8	1	41,500	84,400
一般都営	中層耐火	下連雀一丁目アパート(21号棟)	三鷹市下連雀1-10	42.3	1	30,800	61,300
一般都営	中層耐火	府中美好町二丁目アパート(1号棟)	府中市美好町2-4	51.0	1	28,600	62,100
一般都営	中層耐火	紅葉丘一丁目アパート(1号棟)	府中市紅葉丘1-32	62.1	1	39,000	88,600
一般都営	高層耐火	調布くすのきアパート(3号棟)	調布市国領町3-8-15	45.2	1	25,200	56,200
一般都営	高層耐火	調布くすのきアパート(5号棟)	調布市国領町3-8-15	45.1	2	25,100	56,000
一般都営	高層耐火	調布くすのきアパート(6号棟)	調布市国領町8-1-35	53.5	1	31,900	79,200
一般都営	高層耐火	調布くすのきアパート(7号棟)	調布市国領町8-1-35	51.2	1	30,500	75,800
一般都営	高層耐火	調布くすのきアパート(8号棟)	調布市国領町8-1-35	51.2	1	30,500	75,800
一般都営	中層耐火	調布富士見町四丁目第2アパート(2号棟)	調布市富士見町4-6-1	62.1	1	37,700	87,800
一般都営	中層耐火	染地二丁目アパート(4号棟)	調布市染地3-1	51.0	1	29,600	67,900
一般都営	中層耐火	町田中町四丁目アパート(2号棟)	町田市中町4-8	59.6	1	35,200	77,300
一般都営	中層耐火	町田中町四丁目アパート(4号棟)	町田市中町4-7	59.6	1	35,800	82,800
一般都営	高層耐火	成瀬アパート(6号棟)	町田市成瀬7-10	55.9	1	30,400	65,000
一般都営	中層耐火	成瀬アパート(1号棟)	町田市成瀬7-10	55.9	2	31,400	60,900
一般都営	中層耐火	忠生三丁目アパート	町田市忠生3-6	55.9	1	30,100	66,000
一般都営	高層耐火	武蔵岡アパート(7号棟)	町田市相原町3190	55.9	1	29,700	59,100
一般都営	中層耐火	東村山萩山町二丁目アパート(6号棟)	東村山市萩山町2-13	60.2	1	35,400	72,500
一般都営	中層耐火	東村山萩山町二丁目アパート(4号棟)	東村山市萩山町2-13	59.6	1	36,300	77,800
一般都営	中層耐火	秋津町五丁目アパート(1号棟)	東村山市秋津町5-1	51.0	1	30,900	65,100
一般都営	中層耐火	東村山富士見町アパート(2号棟)	東村山市富士見町2-9	42.3	1	23,000	45,300
一般都営	中層耐火	国立北三丁目アパート(15号棟)	国立市北3-22	48.1	1	27,400	59,000
一般都営	高層耐火	田無本町四丁目アパート(1号棟)	西東京市田無町4-10	51.0	1	30,200	70,500
一般都営	中層耐火	田無緑町三丁目アパート(1号棟)	西東京市緑町3-8	61.3	1	38,300	84,200
一般都営	中層耐火	田無緑町三丁目アパート(4号棟)	西東京市緑町3-8	58.1	1	36,300	79,800
一般都営	中層耐火	田無南町一丁目アパート(2号棟)	西東京市南町1-1	42.3	1	24,400	56,000
一般都営	中層耐火	西原町一丁目アパート(1号棟)	西東京市西原町1-7	48.1	1	29,600	66,000
一般都営	中層耐火	西原町一丁目アパート(5号棟)	西東京市西原町1-7	55.9	1	34,400	76,700

種類	構造	名称	位 置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)
一般都営	中層耐火	田無本町七丁目アパート(14号棟)	西東京市田無町7-8	48.1	1	28,800	60,700
一般都営	中層耐火	田無向台町三丁目アパート(14号棟)	西東京市向台町3-10	51.0	1	29,800	65,900
一般都営	中層耐火	田無向台三丁目第2アパート(30号棟)	西東京市向台町3-1	55.9	1	33,100	72,800
一般都営	中層耐火	田無向台四丁目第2アパート(2号棟)	西東京市向台町4-16	48.1	1	28,900	62,200
一般都営	高層耐火	田無谷戸町一丁目アパート(2号棟)	西東京市谷戸町1-17	59.6	1	38,200	88,200
一般都営	中層耐火	狛江アパート(9号棟)	狛江市和泉本町4-7	37.0	1	17,900	44,500
一般都営	中層耐火	狛江アパート(18号棟)	狛江市和泉本町4-7	37.0	1	18,000	44,500
一般都営	中層耐火	狛江アパート(24号棟)	狛江市和泉本町4-7	32.6	1	15,800	41,100
一般都営	中層耐火	狛江アパート(25号棟)	狛江市和泉本町4-7	32.6	1	15,900	41,100
一般都営	中層耐火	狛江アパート(32号棟)	狛江市和泉本町4-7	33.4	1	16,600	44,400
一般都営	中層耐火	狛江アパート(48号棟)	狛江市和泉本町4-7	37.3	1	18,500	47,100
一般都営	中層耐火	松山三丁目アパート(10号棟)	清瀬市松山3-11	56.8	1	32,500	65,300
一般都営	中層耐火	野塩五丁目アパート(1号棟)	清瀬市野塩5-255	56.8	1	32,200	63,500

●東京都告示第二百六十一号
 東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)第

三条第二項並びに第十二条第一項及び第四項の規定に基づき、一般都営住宅の名称、位置、構造及び規模、戸数、使用料並びに近傍同種の住宅の家賃を次のように定めたので、

同条例第三条第三項の規定により告示する。
 令和元年七月三十一日
 東京都知事 小池 百合子

名称 位置 構造及び規模 戸数

収入の額が一三九、〇〇〇円を超え一五八、〇〇〇円以下の者に適用される使用料(月額一戸につき)
 近傍同種の住宅の家賃(月額一戸につき)

文花一丁目アパート(4号棟) 墨田区文花一丁目二十九番 高層耐火 三四・六平方メートル 四五戸

同右 同右 同右 四〇・五平方メートル 同右

同右 同右 同右 四七・九平方メートル 九戸

同右 同右 同右 五七・四平方メートル 一八戸

文花一丁目アパート(5号棟) 同右 同右 三四・六平方メートル 三五戸

同右 同右 同右 四〇・四平方メートル 二一戸

同右 同右 同右 四七・九平方メートル 七戸

同右 同右 同右 五七・四平方メートル 同右

東新小岩一丁目アパート(9号棟) 葛飾区東新小岩一丁目十四番 同右 三四・六平方メートル 三一戸

同右 同右 同右 四〇・四平方メートル 同右

同右 同右 同右 四七・二平方メートル 八戸

同右 同右 同右 五七・一平方メートル 同右

二八、五〇〇円 六四、八〇〇円
 三三、四〇〇円 七五、八〇〇円
 三九、五〇〇円 八九、九〇〇円
 四七、三〇〇円 一〇七、五〇〇円
 二八、五〇〇円 六五、三〇〇円
 三三、三〇〇円 七六、三〇〇円
 三九、五〇〇円 九〇、四〇〇円
 四七、三〇〇円 一〇八、三〇〇円
 二九、五〇〇円 八九、七〇〇円
 三四、四〇〇円 一〇四、八〇〇円
 四〇、二〇〇円 一二二、六〇〇円
 四八、七〇〇円 一四八、一〇〇円

東京都知事 小池 百合子

●東京都告示第二百六十二号

次の都営改良住宅を廃止したので、東京都営住宅条例

(平成九年東京都条例第七十七号)第三条第三項の規定により告示する。
 令和元年七月三十一日

名称 位置 構造及び規模 戸数

桃井二丁目アパート 杉並区桃井二丁目十九番 中層耐火 三二・六平方メートル 五〇戸

●東京都告示第二百六十三号
 東京都営住宅条例（平成九年東京都条例第七十七号）第三
 条第二項及び第五十六条第一項第三号の規定に基づき都
 営改良住宅の使用料を次のように変更し、令和元年八月一
 日から実施するので、同条例第三条第三項の規定により告
 示する。

令和元年七月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

種 類	構 造	名 称	位 置	規 模 (平方メートル)	戸 数 (戸)	使 用 料
改良	高層耐火	西大久保アパート（5号棟）	新宿区大久保3-9	43.9	1	37,300
改良	高層耐火	市ヶ谷富久町アパート（1号棟）	新宿区富久町22-24	37.5	1	31,400
改良	高層耐火	白鬚東アパート（18号棟）	墨田区堤通2-10	63.4	1	45,700
改良	中層耐火	南砂三丁目アパート（1号棟）	江東区南砂3-11	32.6	1	25,500
改良	中層耐火	南砂三丁目アパート（3号棟）	江東区南砂3-11	33.4	1	26,200
改良	中層耐火	南砂五丁目アパート（5号棟）	江東区南砂5-24	33.4	1	26,000
改良	中層耐火	幡ヶ谷二丁目第2アパート（55号棟）	渋谷区幡ヶ谷2-55	36.6	1	31,400
改良	高層耐火	昭島玉川町アパート（2号棟）	昭島市玉川町1-8	38.2	2	18,100

●東京都告示第二百六十四号
 東京都営住宅条例（平成九年東京都条例第七十七号）第
 九十三条において準用する同条例第三条第二項の規定に基
 づき、駐車場の区画数を次のように変更する。

令和元年七月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

名 称 位 置 区画数
 文花一丁目アパート駐 墨田区文花一丁目二 五八区画
 車場 十九番
 浮間三丁目アパート駐 北区浮間三丁目四番 一九区画
 車場
 小金井本町五丁目アパ 小金井市本町五丁目 八区画
 ー卜駐車場 二十六番地

●東京都告示第二百六十五号

東京都営住宅条例（平成九年東京都条例第七十七号）第
 九十三条において準用する同条例第三条第二項の規定に基
 づき、駐車場の名称、位置及び区画数を次のように定める。

令和元年七月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

名 称 位 置 区画数
 桐ヶ丘一丁目アパート 北区桐ヶ丘一丁目四 一九区画
 第3駐車場 番
 東新小岩一丁目アパ 葛飾区東新小岩一丁 一〇区画
 ー卜駐車場 目十四番
 村山アパート駐車場 武蔵村山市緑が丘千 三二区画
 四百六十番地

●東京都告示第二百六十六号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしななければならない区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和元年七月三十一日

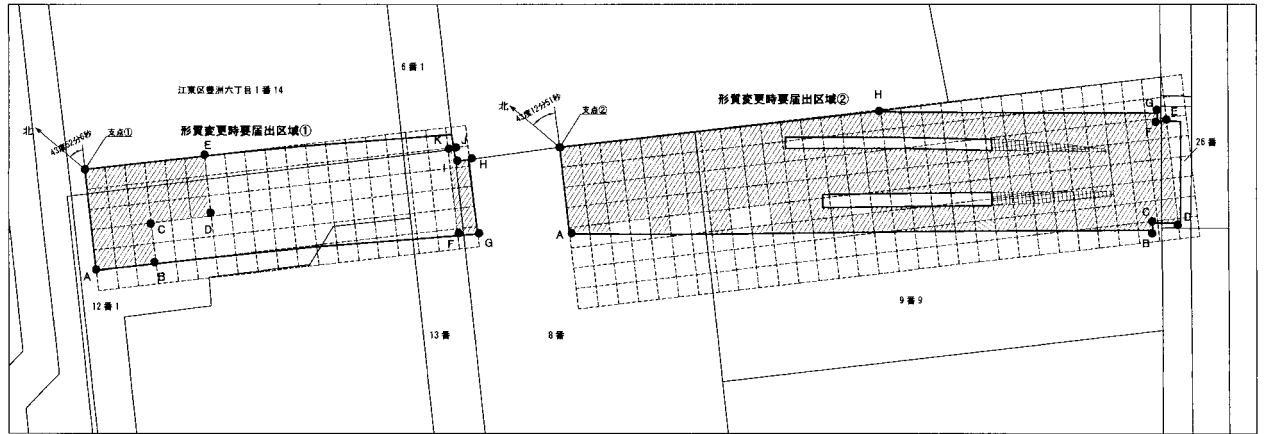
東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(江東区豊洲六丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、水銀及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにベンゼン

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、水銀及びその化合物、鉛及びその化合物並びに砒素及びその化合物

別図



- 【凡例】
- 単位区画
 - 筆境界
 - 敷地境界
 - ▨ 形質変更時要届出区域(平成25年東京都告示第1414号により指定した区域)
 - ▩ 形質変更時要届出区域(平成26年東京都告示第302号により指定した区域)
 - ▧ 形質変更時要届出区域(この告示により指定する区域)

【支点】
 支点は、各敷地境界の最北端とする。

【格子の回転角度】
 形質変更時要届出区域①：43度52分6秒
 形質変更時要届出区域②：43度12分51秒

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

【支点及び境界点の座標(形質変更時要届出区域①)】

支点①	X座標	Y座標
A	-38900.330	-4158.321
B	-38923.456	-4139.211
C	-38910.716	-4123.794
D	-38933.841	-4104.684
E	-38914.731	-4081.558
F	-39041.244	-4046.273
G	-39049.145	-4040.202
H	-39025.209	-4012.063
I	-39020.475	-4016.137
J	-39015.843	-4010.976
K	-39013.604	-4012.826

【支点及び境界点の座標(形質変更時要届出区域②)】

支点②	X座標	Y座標
A	-39059.717	-3982.182
B	-39087.131	-4015.252
C	-39328.210	-3856.198
D	-39326.223	-3853.275
E	-39336.814	-3846.374
F	-39304.660	-3807.588
G	-39300.850	-3810.032
H	-39298.735	-3806.646
I	-39182.252	-3881.401

※支点及び境界点の座標は、測量法(昭和24年法律第118号)の規定により、世界測地系座標計算によって作成した。

※支点及び境界点の座標は、測量法(昭和24年法律第118号)の規定により、世界測地系座標計算によって作成した。

●東京都告示第二百六十七号

東京都漁業調整規則(昭和四十年東京都規則第六十号)第八条第二項(第二十一条第三項において準用する場合を含む。)及び第二十五条第一項の規定に基づき、令和元年における底立てはえ縄漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間及び許可又は起業の認可をする数の最高限度を次のとおり定めたので、同規則第八条第三項及び第二十五条第四項の規定により次のとおり告示する。

令和元年七月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 許可又は起業の認可を申請すべき期間
令和元年八月一日から同月十五日まで
- 二 許可又は起業の認可をする数の最高限度
二十五隻

●東京都告示第二百六十八号

車両制限令(昭和三十六年政令第二百六十五号)第三条第一項第三号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が四・一メートルである道路を次のとおり指定し、併せて、同令第十条第一項の規定に基づき、当該道路を通行する高さが三・八メートルを超え四・一メートル以下の車両の通行方法を次のとおり定める。

令和元年七月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 路線名及び指定区間 別表のとおり
- 二 指定期日 令和元年七月三十一日
- 三 通行方法

一の道路を通行する高さが三・八メートルを超え四・一メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

(一) 走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に入入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

(二) 後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法〇・二三メートル以上、縦寸法〇・一二メートル以上(又は横寸法〇・一二メートル以上、縦寸法〇・二三メートル以上)の地が黒色の板等に黄色の反射塗料その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

(三) 道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

別表

路線名	指定区間
台場青海	江東区青海一丁目一番地先から同区青海二丁目四番地先まで

●東京都告示第二百六十九号

車両制限令(昭和三十六年政令第二百六十五号)第三条第四項の規定に基づき、国際海上コンテナの運搬用のセミトレーラ連結車の重量及び長さの最高限度を引き上げる道路として次の道路を指定し、併せて、同令第十条第二項の規定に基づき、当該道路の通行方法を次のとおり定める。

令和元年七月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 路線名及び指定区間 別表のとおり
- 二 指定期日 令和元年七月三十一日
- 三 通行方法

一の道路を通行する国際海上コンテナの運搬用のセミトレーラ連結車は、次の通行方法によらなければならない。

(一) 橋等の通行方法

橋、高架の道路その他これらに類する構造の道路を通行する場合にあつては、徐行するとともに、一の径間の一の車線において道路法(昭和二十七年法律第八十号)第四十七条の二第一項に規定する車両又は国際海上コンテナの運搬用のセミトレーラ連結車と連続して通行しないよう十分に注意して通行しなければならない。

別表

路線名	指定区間
一般国道百二十二号	北区神谷三丁目一番地先から同区赤羽一丁目五十八番地先まで
一般国道百三十一号	大田区東糀谷三丁目三番地先から同区羽田空港一丁目一番地先まで
日比谷豊洲埠頭東雲町	江東区東雲一丁目八番地先から同区東雲二丁目七番地先まで

王子千住夢の島

台東区三ノ輪二丁目十四番地先から
荒川区南千住二丁目二十八番地先ま
で

環状八号

大田区西糀谷三丁目三十八番地先か
ら北区岩淵町三十八番地先まで

日本橋芝浦大森

品川区東大井一丁目八番地先から同
区南大井二丁目八番地先まで

環状七号

北区神谷三丁目一番地先から足立区
加平二丁目一番地先まで

言問橋南千住

荒川区南千住二丁目二十八番地先か
ら同所二十九番地先まで

台場青海

江東区青海一丁目一番地先から同区
青海二丁目四番地先まで

●東京都告示第二百七十号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項
の規定により、都道の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和元年七月三十一日から起算して二
週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。
令和元年七月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 路線名 恋ヶ窪新田三鷹

二 変更の区間 小金井市東町二丁目百二十番二地先から
同所九十四番一地先まで

三 変更の概要 別図表示のとおり

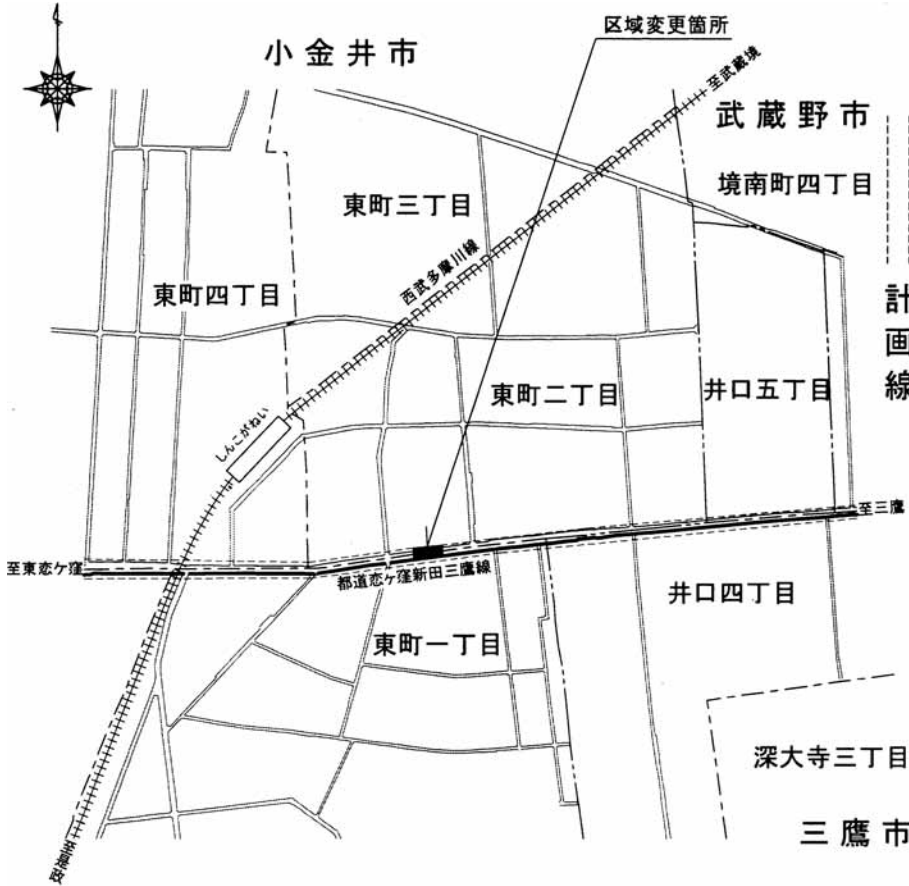
別図

都道恋ヶ窪新田三鷹線区域変更略図

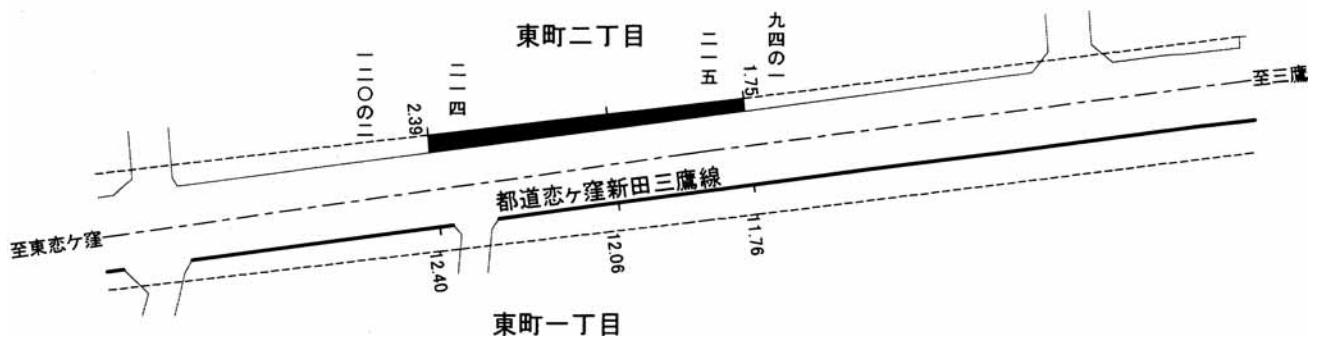
小金井市東町二丁目地内



延長
面積
四三・一八メートル
八九・三三平方メートル



小金井市



●東京都告示第二百七十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次の都道の供用を開始する。

その関係図面は、令和元年七月三十一日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

令和元年七月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 路線名 恋ヶ窪新田三鷹

二 供用開始の区間 小金井市東町二丁目百二十番二地先から同所九十四番一地先まで

三 供用開始の期日 令和元年七月三十一日

●東京都告示第二百七十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、令和元年七月三十一日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

令和元年七月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 路線名

恋ヶ窪新田三鷹

二 占用を制限する区間

小金井市東町二丁目百二十番一地先から同所九十四番一地先まで

三 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱(占用の制限の開始の期日より前に設置された電柱の更新又は移設によるものを除く。)

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合には、この限りでない。

四 占用を制限する理由

占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため

五 占用の制限の開始の期日

令和元年八月一日

公 告

有明テニスの森公園テニス施設の休館日の変更について

東京都体育施設条例施行規則(平成十九年東京都規則第七十六号)第一条第一項ただし書の規定により、有明テニスの森公園テニス施設の休館日を次のように変更する。

令和元年七月三十一日 東京都知事 小 池 百合子

一 施設名及び期日

(一) テニスコート(夜間照明設備を備えているもの一部)、シヨールコート、有明コロシアム及び会議室

休館 令和元年八月一日から同年九月十六日まで

(二) テニスコート(夜間照明設備を備えているものうち、(一)に掲げるものを除く。)、テニスコート(夜間

照明設備を備えていないもの)及びインドアコート

休館 令和元年八月一日から同年九月三十日まで

二 理由

施設設備の改修工事のため休館する。

第四十四期東京都労働委員会の労働者委員候補者及び使用者委員候補者の推薦について

第四十三期東京都労働委員会の労働者委員(十三人)及び使用者委員(十三人)は、令和元年十一月三十日をもって任期満了となるため、労働組合法施行令(昭和二十四

政令第二百三十一号)第二十一条第一項の規定に基づき、次の要項により第四十四期東京都労働委員会の労働者委員候補者及び使用者委員候補者の推薦を求める。

令和元年七月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

第四十四期東京都労働委員会の労働者委員候補者及び使用者委員候補者推薦要項

一 東京都労働委員会労働者委員候補者

(一) 推薦資格

東京都の区域内のみに組織を有し、かつ、労働組合法(昭和二十四年法律第七十四号。以下「法」という。)第二条及び第五条第二項の規定に適合する労働組合であること。

(二) 被推薦者資格

法第十九条の四第一項の欠格条項に該当しない者であること。

(三) 推薦手続

推薦資格を有する労働組合は、次に掲げる書類を添えて推薦すること。

ア 推薦書(別記様式)

一部

<p>イ 候補者の履歴書(本籍地の都道府県、現住所、生年月日、学歴、職歴、組合歴、公職歴等を記載したもの) 一部</p> <p>ウ 労働委員会の資格審査決定書又は証明書の写し 一部</p> <p>(四) 推薦受付期間 令和元年七月三十一日(水曜日)から同年九月三日(火曜日)まで</p> <p>(五) 推薦書及び添付書類の提出先 東京都産業労働局雇用就業部又は労働組合の事務所の所在地を管轄する東京都労働相談情報センター若しくは同センターの各事務所</p> <p>二 東京都労働委員会使用者委員候補者</p> <p>(一) 推薦資格 東京都の区域内のみに組織を有し、かつ、その目的又は業務において労働問題を取り扱う使用者団体であること。</p> <p>(二) 被推薦者資格 法第十九条の四第一項の欠格条項に該当しない者であること。</p> <p>(三) 推薦手続 推薦資格を有する使用者団体は、次に掲げる書類を添えて推薦すること。</p> <p>ア 推薦書(別記様式) 一部</p> <p>イ 候補者の履歴書(本籍地の都道府県、現住所、生年月日、学歴、職歴、公職歴等を記載したもの) 一部</p> <p>ウ 当該団体の定款、寄附行為又は規約の写し 一部</p>	<p>(四) 推薦受付期間 令和元年七月三十一日(水曜日)から同年九月三日(火曜日)まで</p> <p>(五) 推薦書及び添付書類の提出先 東京都産業労働局雇用就業部又は使用者団体の事務所の所在地を管轄する東京都労働相談情報センター若しくは同センターの各事務所</p>	
--	--	--

別記様式

東京都知事 殿

年 月 日

所在地

労働組合名又は
使用者団体名

代表者氏名



第4期東京都労働委員会労働者委員候補者・使用者委員候補者推薦書

第4期東京都労働委員会労働者委員候補者・使用者委員候補者として、次の者を推薦します。

氏名 (ふりがな)	生年月日	(労働者・使用者)所属 事業場名及び役職名	(労働者)所属労働組合名 及び役職名

(日本産業規格A列4部)

東京都指定給水装置工事事業者の指定について
 水道法（昭和三十二年法律第七十七号）第十六条の二
 第一項の規定に基づき、東京都指定給水装置工事事業者を
 次のとおり指定した。

令和元年七月三十一日

東京都水道局長 中 嶋 正 宏

指定番号	商号	代表者	住所	指定年月日
九八六〇	内田住設	内田 弘二	埼玉県八潮市大字八條二丁目七百四十六番地六	平成三十一年四月二十五日
九八一	株式会社 関東パイプ技研	鶴谷 圭一	埼玉県さいたま市西区佐知川百四十六番地四	同日
九八六二	昭和設備株式会社	山本 英樹	大田区久が原一丁目一番五号	同日
九八六三	株式会社 アクシス エス	佐々木淳一	神奈川県座間市四ツ谷八百十五番地の一	同日
九八六四	有限会社 近藤設備	近藤 広平	埼玉県八潮市八潮八丁目十六番地十四	同日
九八六五	株式会社 トーワ	野田 和徳	東久留米市前沢五丁目三十四番地十七号	同日
九八六六	緊急水道マスター	上田 麻世	神奈川県川崎市麻生区	同日

九八七四	有限会社 原岡設備 工業	原岡	誠	神奈川県横 浜市泉区上 飯田町二百 五十番地の 四	同日
九八七三	株式会社 エムズジ ヤパン	原岡	誠	神奈川県横 浜市泉区和 泉町六千六 百十六番地 三	同日
九八七二	株式会社 本郷水道 設備	柘植野	優	神奈川県横 浜市緑区東 本郷六丁目 一番十七号	同日
九八七一	石井設備 工業	石井	武	日野市万願 寺一丁目十 五番地の七	同日
九八七〇	K・S設 備	曾木	進	江戸川区北 小岩一丁目 十八番一号	同日
九八六九	有限会社 井上ラジ オ店	井上	孝	神奈川県川 崎市宮前区 有馬二丁目 十一番三号	同日
九八六八	島村工業	島村	幸弘	青梅市今井 二丁目千百 十五番地七	同日
九八六七	株式会社 聡和工業	藤崎	聡	大田区東雪 谷二丁目十 五番六号	同日
九八七五	株式会社 グローウ インオー ル	宮崎	泰任	大阪府大阪 市港区磯路 三丁目二十 四番地十一	同日
九八七六	和テクノ サービス 株式会社	上谷	和史	練馬区中村 二丁目三十 一番十一 四〇二号	同日
九八七七	山物産 株式会社	山下	逸郎	埼玉県新座 市北野二丁 目十四番十 四号	令和元年 五月二十 四日
九八七八	株式会社 アメニテ イ・プラ ス	谷崎	憲一	渋谷区神宮 前六丁目十 二番二十号	同日
九八七九	有限会社 石橋建設	石橋	哲也	神奈川県三 浦市南下浦 町上宮田三 千二百五十 九番地	同日
九八八〇	市原工業 所	市原	幸也	江東区木場 六丁目八番 十三号	同日
九八八一	株式会社 フジマサ	須藤	将博	静岡県掛川 市横須賀千 九十番地の 九	同日
九八八二	株式会社 プレミア アシスト	関根	浩	千代田区麴 町二丁目四 番地一	同日
九八八三	株式会社 SSR	石井顕一郎		調布市西つ つじヶ丘三 丁目二十五 番地四十一	同日
九八八四	ファイブ	田口	仁敬	渋谷区桜丘	同日
九八八五	有限会社 岡田設備 工業	岡田	忠義	埼玉県所沢 市大字荒幡 千五十三番 地の十五	同日
九八八六	ブルーグ リーン	杉岡	友美	神奈川県川 崎市多摩区 菅仙谷三丁 目一番十九 一〇五号	同日
九八八七	株式会社 光匠	柳田	恵介	府中市押立 町二丁目四 十三番地の 三	同日
九八八八	株式会社 アイホサ ービス	根本	忠佳	練馬区関町 北二丁目三 十一番十一 号	同日
九八八九	清水設備 工業所	清水	守	葛飾区西新 小岩五丁目 五番十六号	同日
九八九〇	株式会社 エプリー	伊勢亀雄輔		荒川区東尾 久六丁目二 十六番十六 号	同日
九八九一	株式会社 ピースオ ブマイン ド	小路	勝人	埼玉県吉川 市大字保四 百三十七番 地七	同日
九八九二	藤田工業	藤田	貴幸	武蔵村山市 神明三丁目 二十六番地 の八	同日
ノア				王禅寺東五 丁目十番十 二号パーク ヴィレッジ 王禅寺Ⅱ L-12	

九八九三	株式会社 シモトリ	下鳥 博	神奈川県横 浜市南区永 田東三丁目 九番十八号 永田東コー ポラス二〇 二	令和元年 六月二十 五日
九八九四	坂田設備	坂田 真志	足立区平野 一丁目十番 二十一〇 二〇 二	同日
九八九五	株式会社 ブレイブ	高桑 利行	足立区一ツ 家一丁目二 十番十六号	同日
九八九六	株式会社 ニシコー	西村 裕二	八王子市曉 町二丁目六 番二十九号	同日
九八九七	有限会社 ティスリ	関口登美雄	練馬区貫井 四丁目三十 九番二号	同日
九八九八	柏平設備 工業	柏平 佑介	小平市学園 東町二丁目 三番二十四 一三号あか しやハイッ 一〇三号	同日
九八九九	創真ワー クス株式 会社	羽田野秀之	千葉県柏市 酒井根六百 四十七番地 三十四	同日
九九〇〇	山一工業 所	海老沢和哉	中野区本町 五丁目二十 三番十一号	同日
九九〇一	S K S 設 備	奈良場道晴	板橋区西台 三丁目七番 七二〇一 号	同日
九九〇二	株式会社 稲毛設備	稲毛 浩司	板橋区中丸 町五十番五 号	同日
九九〇三	株式会社 サンケン サービス	田中 伸固	埼玉県さい たま市大宮 区大成町三 丁目二百九 十三番地一 東建ビル三 階	同日
九九〇四	株式会社 智設計企 画	石井 智也	葛飾区白鳥 四丁目十五 番十六一 一〇号	同日
九九〇五	株式会社 TAKU MI	上條 和幸	千葉県鎌ヶ 谷市北中沢 二丁目五番 六十二号	同日
九九〇六	マキノ水 道	牧野 三郎	足立区大谷 田二丁目十 八番三号	同日
九九〇七	株式会社 Nl i p l a n n i n g	池田 直人	神奈川県川 崎市幸区戸 手三丁目六 番六号	同日
九九〇八	友盛商社 株式会社	徐 健	埼玉県川口 市西川口六 丁目九番三 十二号	同日
九九〇九	株式会社 センター	圓山 誠	千葉県鎌ヶ 谷市西佐津 間一丁目十 九番三十号	同日
東京都指定給水装置工事事業者の事業廃止に ついて				
七五五八	市原工業 所	市原 泰清	江東区木場 六丁目八番 六十三号	令和元年 五月二十 三日
七四九六	河野工業 所	河野 博一	渋谷区幡ヶ 谷三丁目三 十番九号	同日
三二四一	本多工業 所	本多 治次	練馬区石神 井町六丁目 九番十五号	同日
五八九八	秀栄住設 工業	穂積 穰	大田区南雪 谷一丁目十 七番三号 シャルム南 雪谷三〇二	同日
九二五八	中村設備 工業	中村 治人	江東区新大 橋二丁目二 番八号	同日
三七五六	有限会社 栢沼住宅 設備	栢沼 将夫	埼玉県所沢 市上安松二 百七十三番 地の二	平成三十 一年四月 一日
指定番号	商号	代表者	住所	廃止年 月日
		中 嶋 正 宏		
水道法(昭和三十二年法律第七十七号)第二十五条の 七の規定に基づき、東京都指定給水装置工事事業者から次 のとおり事業の廃止の届出があった。 令和元年七月三十一日 東京都水道局長 中 嶋 正 宏				
七五五一	アイホサ ービス	池田 正明	練馬区関町 北三丁目二 十三番二十	同日
一六一八	有限会社 清水設備 工業所	清水 正六	葛飾区西新 小岩五丁目 五番十六号	同日

九一〇一
号

八四七六 株式会社 黒川 哲 千代田区麴 同日

ブレミア
ホームア
番地一

シスト

九三七五 株式会社 佐々木祐介 神奈川県横 同月三十

ワイズリ
フォーム
浜市港北区 一日

網島東五丁
目三番一号

九七一九 ミナト東 田村 政義 墨田区江東 同日

京建設株
式会社
橋二丁目三
番十一号

東京都指定給水装置工事事業者の事業休止に

ついて

水道法（昭和三十二年法律第一百七十七号）第二十五条の

七の規定に基づき、東京都指定給水装置工事事業者から次
のとおり事業の休止の届出があつた。

令和元年七月三十一日

東京都水道局長 中 嶋 正 宏

指定番号 商号 代表者 住所 休止年
月日

九六九二 株式会社 古藤 晃英 足立区大谷 平成三十

ファミリ
ー工房
田四丁目一
番二十号 一年四月
一日

発行

東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
電話 〇三(五三二)一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 五〇円
六、六〇円
(郵送料を含む。)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

